

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜改良増殖法に基づき、精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう

特にご留意いただきたい事項



精液・受精卵生産事業者



家畜人工授精師・獣医師



畜産農家



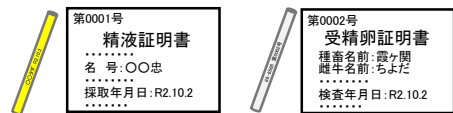
家畜人工授精所

不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い



- ✓ 精液・受精卵の譲渡・使用には正しい証明書が必要です。
このため、
- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう適切に区分管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵のみ又は証明書のみでの譲渡はできません。
- ④ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。



家畜人工授精簿の適切な記載・保存

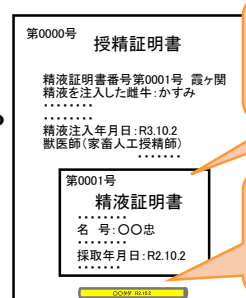
師

- ✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

授精証明書・移植証明書の適切な交付

師

- ✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に
必要な重要な証明書です。
- ① 精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- ② 交付した写しを5年間保管してください。
- ③ 家畜人工授精等実際に使用した精液等の
証明書以外の証明書の流用はできません。



・精液証明書等の裏面が確認できるように貼り付けてください。

・容器と証明書の記載内容が一致しているか確認してください。

裏面もご覧ください ↓

和牛の精液等（家畜人工授精用精液等）の取扱いについて

特定家畜人工授精用精液等への表示義務（家畜改良増殖法施行規則第42条、43条）

生産

- ✓ 容器に下記の内容を判りやすく表示してください。

対象物	表示が義務付けられている事項
家畜人工授精用精液	✓ 雄畜の名前または個体識別番号 ✓ 採取年月日
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号 ✓ 雄畜及び雌畜の名前または個体識別番号 ✓ 受精卵の採取・検査年月日

受精卵証明書番号でも可。

※ ストローへの表示方法：容器への直接表示またはラベル貼付

家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

（家畜改良増殖法第32条の5、様式第24号その1）

生産 所

- ✓ 譲渡先、譲受元を適切に記載し、10年間保存してください。

受精卵についても同様の記録簿を作成。（様式第24号その2）

家畜人工授精所の管理番号：							
家畜人工授精所の名称及び所在地：							
譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							

以下の番号を記入。1 有 2 無
2の場合は具体的な相手方（自家利用の畜産農家、学術目的など）を備考欄に記入。

以下の番号を記入。
1 譲渡 3 廃棄
2 譲受 4 亡失

※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

（家畜改良増殖法施行規則第49条、様式第28号）

生産 所

- ✓ 月毎に必要なデータを整理し、報告してください。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、年 月 1日から 12月 日の家畜人工授精所の業務に関する報告書です。

毎年4月末までに都道府県に報告。

・和牛以外については様式第29号により提出

・3には以下の番号を記入。
1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（と畜場由来）
4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（生体由来（OPU））
5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
・複数の業務を行っている場合は列挙。

・4には以下の番号を記入。
1 家畜人工授精用精液
2 家畜受精卵
・両方の業務を行っている場合は別個に報告。

譲受・譲渡には、委託による保存のための搬出入を含む。

（単位：本）	年	1月	2月	3月	4月	5月
生産数量						
譲受数量						
譲渡数量						
利用数量						
廃棄又は亡失した数量						
月末時点の保存数量						
備考						

◎ 各種帳簿の記載や証明書の発行等について、精液等情報システム(全国システム)の活用が可能です（<https://www.lgrm.jp/imart/login>）

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279
 県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144
 県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825
 農政部畜産振興課家畜防疫班家畜衛生チーム
 TEL:028(623)2352 FAX:028(623)2353

農水省 家畜遺伝資源

検索



農林水産省
ホームページ

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

和牛遺伝資源の管理・保護のための制度について

和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護のため、以下の2法による制度が整備されています。

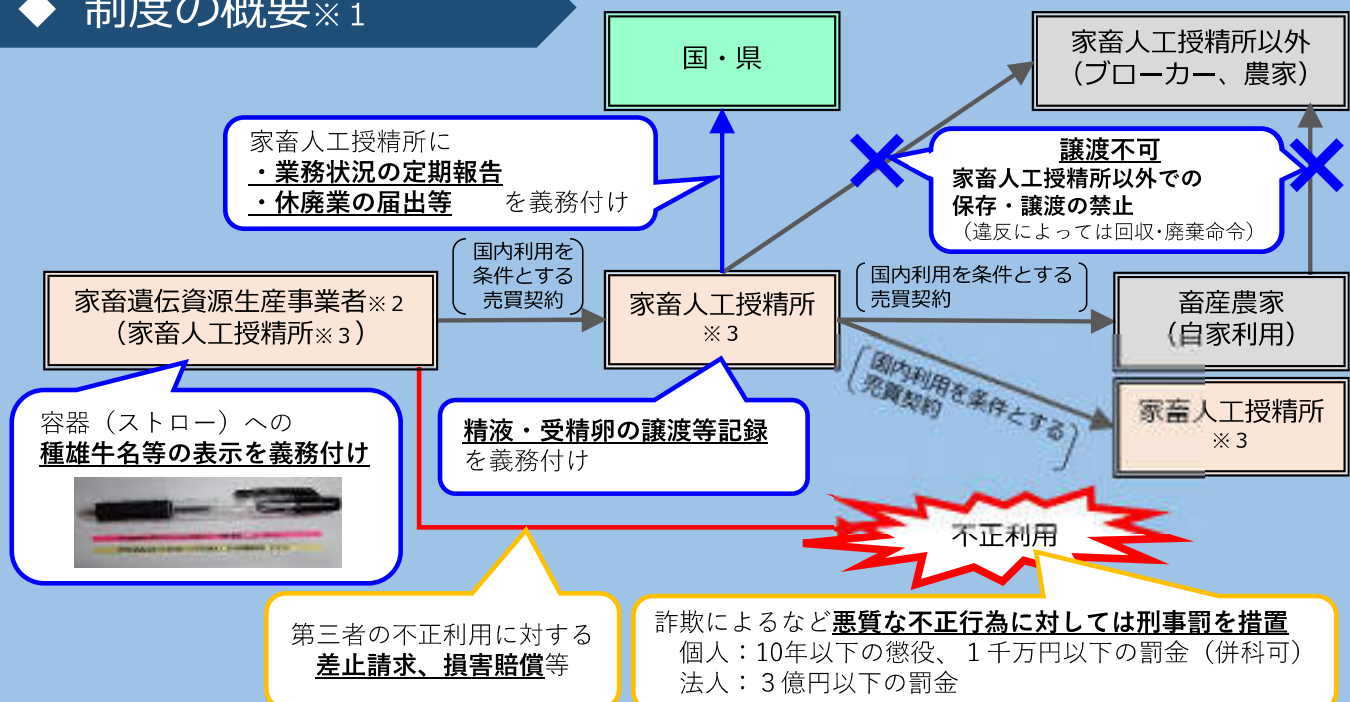
① 家畜改良増殖法

➡ 精液・受精卵の流通規制

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

➡ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる仕組み（差止・損害賠償請求、刑事罰）

◆ 制度の概要※1



※1 本図は、家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正流通の防止に関する法律に基づく制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（裏面参照）に係る制度の概要である。

※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。

※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

注）青色は「家畜改良増殖法」による規制内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

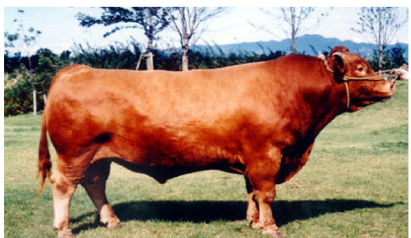
◆ 制度の対象となる特定家畜について

- 家畜人工授精用精液・受精卵のうち、経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを、品種ごとに「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定します。
- 具体的には、和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種が指定されています。



黒毛和種

- ◆ 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、我が国の最も主要な品種。肉質は特に脂肪交雑（いわゆる「サシ」）の面で優れる。



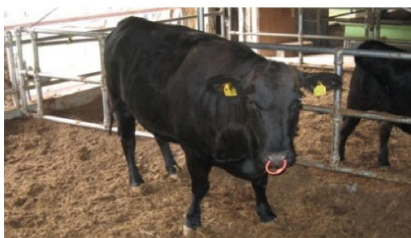
褐毛和種

- ◆ 被毛色は黄褐色から赤褐色。体質は強健で、特に耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は熊本県及び高知県。



日本短角種

- ◆ 被毛色は濃褐色。粗飼料利用効率が高く、北日本の気候、風土に適合し、放牧適性が高い。主産県は岩手県。



無角和種

- ◆ 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。早熟で、飼料利用性が高い。主産県は山口県。

お問い合わせ先
農林水産省 畜産局 畜産振興課
家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp

農水省 家畜遺伝資源

検索



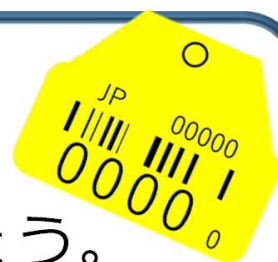
農林水産省
ホームページ

和牛の血統矛盾に注意！

栃木県

県内で子牛の取り違いによる和牛の血統矛盾が発生しました。
和牛の血統矛盾は、販売先に多大な迷惑をかけるとともに、
栃木県産和牛の信頼を著しく損ねますので、以下の点にご注意
ください。

1. 子牛の取り違いを防ぐために、
出生後、速やかに耳標を装着しましょう。



2. 分娩房間を子牛が移動しないように、
単管パイプ等で隙間を埋めましょう。



3. 繁殖管理に関する記録の徹底と
子牛出生時、血統登録時は
繁殖記録を再確認しましょう。



県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間休日) 090-7205-0895
県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間休日) 090-7205-1402
県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間休日) 090-7205-1826